役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人白老町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第２５条に基づき役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　（役員等）

第２条　この規程において、役員等とは、会長、常務理事、理事及び監事をいう。

（報酬）

第３条　会長及び常務理事には、別表に定める報酬を支給する。

２　常務理事が事務局長との職を兼ねる場合には、事務局長に係る給与を支給し、常務理事の報酬は支給しない。

３　理事及び監事には、報酬を支給しない。ただし、本会施設の管理者が理事であるときは、本会の職員給与に係る規定を適用する。

４　新たに会長及び常務理事に就任した者には、就任した日の属する月から報酬を支給する。ただし、月の期中に就任したときは、就任した日の属する翌月から退任した日の属する月までとする。

(費用弁償)

第４条　会長及び常務理事には、一般職員等給与規程第１７条第１項及び第２項の規定を準用し、通勤手当を支給する。ただし、会長の通勤手当は、通勤手当月額を21日で除し、月の勤務日数に乗ずる額を当該勤務日の翌月に支給する。

２　理事及び監事には、役職員等旅費支給規程第６条第２項の規定に基づき交通費を支給する。

（支給方法）

第５条　報酬等の支給方法については、一般職員等給与規程を準用する。

（公表）

第６条　本会は、この規程をもって社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（委任事項）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

　附　則

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２　社会福祉法人白老町社会福祉協議会役員の給与に関する規程は、廃止する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 支　　給　　額 |
| 会　　長 | 月額　　２０，０００円 |
| 常務理事 | 月額　２８８，３００円 |